

個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
2 実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	実施機関名 組織名	水戸市長 総務部市民課
3 個人情報ファイルの利用目的	親族的な身分関係を正確に記録し公証するため	
4 記録項目	戸籍に係るもの 戸籍の表示（本籍・筆頭者） 戸籍事項（戸籍編製・戸籍改製・転籍・氏の変更等について） 戸籍に記録されている者（名・生年月日・父・母・続柄） 身分事項（出生・婚姻・死亡等について） 附票に係るもの 戸籍の表示・氏名・生年月日・性別・記載事由・住所・住定日・在外選挙人名簿登録市町村名等	
5 記録範囲	水戸市に本籍を有する者	
6 記録情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 届出 <input type="checkbox"/> 本人以外	
7 要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
8 記録情報の経常的提供先	法務省及び各市町村選挙管理委員会	
9 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 水戸市総務部市民課及び水戸市情報公開センター （所在地） 水戸市中央1丁目4番1号	
10 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
11 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電子処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
12 備考		

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。